

令和6年度「世界で最も美しい富山湾」活用事業費補助金募集要領

県では、富山湾のブランド力を向上させ、世界で最も美しい富山湾への誘客を促進するとともに、民間応援組織「美しい富山湾クラブ」の体制を強化することを目的として、富山湾の活用や環境保全に取り組む事業に対して補助します。

1 補助の対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、次の事業のうち、新規性のある事業とし、従来からの継続事業は対象としません。（新規事業に加え、従来の事業内容を一部ブラッシュアップし、新規性を加えた場合も対象となります。）

- ・富山湾を活用した事業
富山湾のブランド力を向上させ、県外を中心とした誘客を促進する事業
- ・富山湾の環境を保全する事業
県民機運を醸成し、富山湾のブランド力を維持・向上させる事業
- ・知事が特に認める事業

※補助事業の要件、採択の方針、補助対象事業の例については別紙のとおりです。

2 補助の対象団体

「美しい富山湾クラブ」の会員団体とします。ただし、政治活動又は宗教活動を行うことを主たる目的とする団体を除きます。

3 補助事業実施期間（補助対象期間）

事業期間（補助対象期間）は、補助金の交付決定日から、令和7年3月31日までの間とします。

4 補助金額及び対象経費等

補助率、補助額及び補助対象経費は、次のとおりです。

なお、県の他の補助金を受ける場合は、交付の対象外とします。

補助率	補助額	採択件数
2分の1以内	上限200千円	5件程度
対象経費		
「1 補助の対象事業」に記載した事業の実施に要する経費		
【例】(1)事前準備に係る経費		
・事業実施、参加募集等の告知、周知、啓発に係る広告宣伝費等		
・連絡調整等に係る通信費、消耗品費、印刷費等		
・その他事前準備に直接必要と認められる経費		
(2)事業実施に係る経費		
・実施会場における会場借上げ費、製作費、物品等購入費、消耗品費、運搬費等		
・講師等に対する謝金、旅費等		
・その他事業実施に直接必要と認められる経費		
(3)その他の経費		
・補助金交付申請書及び実績報告書の提出に係る経費		
・その他必要と認められる経費		

※イベント参加者等からの収入やその他収入が生じる場合は、それに相当する金額を補助対象経費から控除してください。

※支出済の経費であっても、内容が不適切なものについては補助対象外となり、補助金を返還していただく場合がありますので、ご留意願います。

5 補助金交付の申請方法

- (1) 提出方法：郵送、持参またはメール申請

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
富山県観光振興室 国際観光課
TEL：076-444-8752 FAX：076-444-4404
Email：ml-kokusaikanko@pref.toyama.lg.jp

- (2) 提出書類

- ・ 交付申請書
 - ・ 事業計画書（様式第1号）
 - ・ 収支予算書（様式第2号）
 - ・ その他必要と認める書類（申請団体の概要が分かるもの（規約、事業計画、予算）等）
- ※各様式は、県観光振興室ホームページからダウンロードできます。
※提出された書類はお返ししません。

6 補助事業の募集期間

令和6年4月26日（金）～5月17日（金）

7 補助金の交付決定

「美しい富山湾クラブ」の意見を聴き、その意見も踏まえて、補助金交付の有無について決定します。

8 補助事業実施の留意点

- (1) 事業実施状況がわかるよう写真を撮影し、事業完了後の実績報告書に添付願います。
(2) やむを得ない事情等により、事業を中止又は変更をする場合には、必ず事前に県にご相談ください。変更承認申請書の提出が必要になります。

「変更」 ① 補助事業の内容を変更するとき。
② 補助対象経費の20%以上を変更するとき。

9 補助事業終了の報告

補助対象事業が終了してから30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。

- (1) 提出方法：郵送または持参（交付申請と同様）

- (2) 提出書類

- ・ 実績報告書
 - ・ 実施報告書（様式第4号）
 - ・ 収支決算書（様式第5号）
 - ・ 記録写真等活動の実績を明らかにする資料
 - ・ その他必要と認める書類（支出証拠書類 等）
- ※各様式は、県観光振興室ホームページからダウンロードできます。
※提出された書類はお返ししません。

< 1 > 補助の要件、採択の方針

(1) 補助を受けるにあたって、必ず満たす必要がある要件は次のとおりです。

- ① 特定の業界関係者等一部の者を対象としていないこと。
- ② 特定の宗教活動又は政治活動を内容としていないこと。
- ③ 県の他の補助金を受けていないこと。
- ④ 法令に違反していないこと。
- ⑤ 公序良俗に反していないこと。
- ⑥ 専ら収益事業に類するものではなく、かつ参加費等が不相当でないこと。

(2) (1) の要件及び募集要領「1 補助の対象事業」の内容を満たすもののうち、次の事業について優先的に採択するものとします。

- ① 県外から多くの参加者、来場者が見込まれるもの。
- ② 富山湾の魅力を県外に広く発信できる見込みのあるもの。

< 2 > 補助対象事業の例

(1) 富山湾を活用した事業

富山湾のブランド力を向上させ、県外を中心とした誘客を促進する事業

<例示>

- ・ 富山湾の海の幸を使った新たなご当地グルメレシピのコンテスト
- ・ サイクリングやマリンスポーツ等を活用した富山湾の魅力体験ツアーの実施
- ・ 県外からの参加者を対象としたヨット乗船体験教室やマリンスポーツ体験教室

(2) 富山湾の環境保全のための県民機運を醸成する事業

県民機運を醸成し、富山湾のブランド力を維持・向上させる事業

<例示>

- ・ 学校や地域と連携した海岸清掃活動
- ・ 富山湾の環境保全をテーマにしたフォーラムやシンポジウム等の開催

(3) 知事が特に認める事業

上記に該当しないが、特に効果があると認められる事業